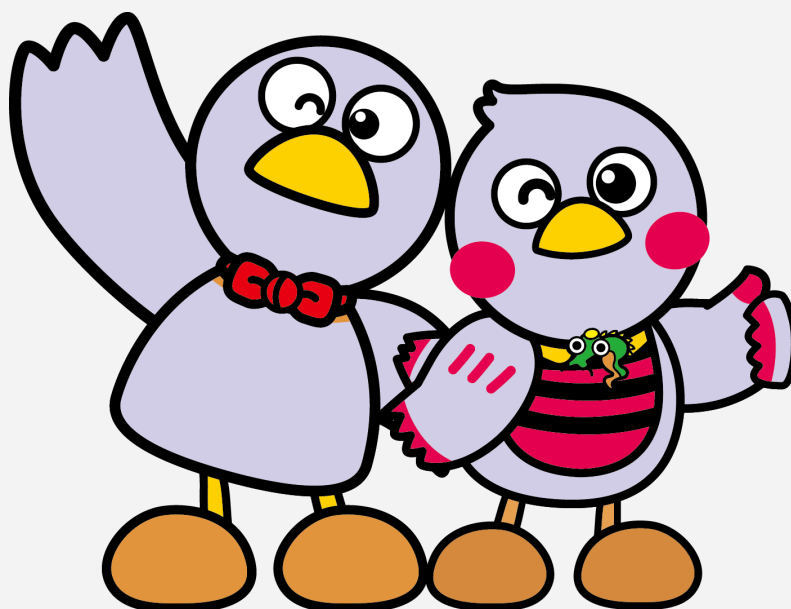


埼玉県父母負担軽減事業 補助金のお知らせ

< 県内私立小・中学校用 >



埼玉県マスコット「コバトン・さいたまっち」

次の3つの要件を満たした方が補助を受けることができます

生徒・保護者*がともに
埼玉県内に在住

埼玉県内の
私立小・中学校に在学

家計急変世帯である
(前年度以前に急変した
場合も含む)

※ 「保護者」は原則生徒の親権者ですが、親権者が不在の場合など例外もあります。詳しくは在籍する学校へお問い合わせください。

◎ 申請書類は学校の案内に従って、指定された窓口提出してください。

補助額

要件を満たした場合に受けられる補助は以下のとおりです。

授業料補助額

336,000円

- ※ 新規申請の場合、家計急変が発生した月から月割りで支給されます。
- ※ 再就職や養子縁組等があったなど家計急変が解消した場合は、それ以降は家計急変世帯としての補助対象外になるため、学校に申し出てください。
- ※ 実際に負担する授業料が補助金より少ない場合、負担する金額が補助額の上限となります。

新規申請：令和4年中に家計急変が発生している場合

入学後に家計急変（以下のA又はB）が発生した場合、家計急変世帯として補助を受給できます。

要件

以下の1～3のすべてを満たしている

- A
- 1 保護者のうち、令和3年の所得の多い方が、失職・死亡・離婚等に該当している
 - 2 失職・死亡・離婚等が次の期間内に発生している
失職・・・令和3年12月31日～令和4年12月30日（離職年月日等）
死亡・離婚等・・・令和4年1月1日～令和4年12月31日
 - 3 保護者のうち令和3年中の所得の少ない方の令和4年度の住民税所得割額（道府県民税・市町村民税の合算額）が354,500円未満である

次の1又は2を満たす

- B
- 1 令和4年1月～令和4年12月の年間の世帯所得が、令和3年1月～令和3年12月の1年間と比較して半分以下に減少した
 - 2 令和3年中の所得の多い方の保護者について、令和4年1月～令和4年12月の年間の所得が、令和3年1月～令和3年12月の1年間と比較して半分以下に減少した
- ※ 1又は2のいずれの場合も、令和4年1月～令和4年12月の年間所得をもとに算出した、世帯の住民税所得割額が354,500円未満であるなど、一定の要件があります。

- ※ 世帯の住民税所得割額が354,500円未満となる年収の目安は、モデル世帯（両親片働き、高校生1人、中学生1人の4人世帯）の場合で約720万円未満です。

継続申請：令和3年以前に家計急変が発生している場合

入学後に家計急変（上記A又はB）が発生し以下の1～3のすべてを満たしている場合に受給できます。

- 1 保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が135,000円*未満
- 2 現金、預貯金、有価証券等の保有資産が700万円未満
- 3 家計急変が発生した後、引き続き収入状況が改善していない

- ※ 目安年収は約400万円未満です
- ※ 家計急変が発生してから申請時まで継続して1～3の要件を満たす必要があります

- ※ 新規申請、継続申請ともに年度内に申請していただく必要があります。申請締切は学校ごとに定めているため、該当の可能性のある場合は、まずお通りの学校にご相談ください。

住民税所得割額の確認

※課税証明書での確認方法

市町村によって名称や様式が異なります。

令和4年度課税証明書						
賦課期日現在の住所及び氏名						
令和3年分の所得の内容		所得控除の内容		令和4年度市・県民税		
給与収入		社会保険料控除		市民税	所得割	
公的年金等収入		生命保険料控除			均等割	
所得の種類	給与所得 (以下余白)	配偶者控除		市民税	合計	
		配偶者特別控除		県民税	所得割	
		扶養控除			均等割	
		基礎控除		県民税	合計	
		(以下余白)			年税額	
				令和4年度課税標準額		
				総所得分		
				分離課税分		
所得の合計		所得控除の合計		扶養等 の内訳	控除対象配偶者	
		繰越控除			一般	普通障害者
					特定	特別障害者
				老人	年少	
備考						

市・県民税の所得割額
を合算します

補助金の支給時期・支給方法について

補助金は県から学校に交付され、学校から生徒・保護者に支給されます。支給の時期や方法は学校により異なりますので、詳細はお通りの学校に確認してください。

なお、補助金の支給方法は主に以下の2通りです。

- ・還付：決定された補助金分の授業料等をご家庭にお返しする
- ・相殺：決定された補助金分を未納（又は将来分）の授業料等に充てる

提出書類

補助金の申請には以下の書類を提出してください。

	提出書類	対象世帯
1	各学校所定の書類（授業料軽減申請書など）	全世帯
2	世帯 <u>全員</u> の住民票（続柄が記載されたもの） ※ マイナンバーが記載されていないもの	全世帯
3	保護者（親権者） <u>全員</u> の課税証明書など ※ 住民税所得割額の記載があるもの	全世帯
4	戸籍謄本などその他必要と認められる書類	該当する家計急変によって必要書類が異なりますので、詳細は学校にお問い合わせください。
5	誓約書	継続申請の場合のみ

※ 申請書類は、学校からの案内に従い、指定された窓口提出してください。

よくあるご質問

Q1 申請はどのように行いますか？

A1 すべて学校を通じて行います。まずは、学校に申請したい旨を御相談いただき、案内に従って書類を提出してください。また、申請書類の提出期限も学校によって異なります。

Q2 課税証明書以外に、住民税所得割額が確認できる書類はありますか？

A2 保護者等の収入が給与所得のみの場合は、勤務先の会社から配布される住民税の「特別徴収税額決定通知書」で確認できます。自営業などの場合は、市区町村から発行される「納税通知書」で確認できます。

Q3 令和3年に家計急変が発生し、令和4年の収入が400万円未満になるため申請をしたいのですが、令和4年度の課税証明書だと年収400万円を超えてしまっています。このような場合は継続の家計急変の申請はできますか？

A3 令和4年の収入が年収400万円未満になる場合は、令和4年分の源泉徴収票や確定申告書を提出いただくことで申請可能です。ただし、令和4年度内に申請していただく必要があるため、まずはお通りの学校にご相談下さい。

Q4 継続申請について、家計急変が発生した年に申請しませんでした。収入状況が改善していないので申請できますか？

A4 継続申請については、家計急変が発生した年度に申請をしていなくても、要件を満たしていれば申請できます。

Q5 資産要件を確認するための書類は提出が必要ですか？また、どのようなものが必要になりますか？

A5 この補助金では資産要件確認のために、預金通帳の写しなどの書類の提出は求めていません。「誓約書」を記入の上、提出してください。なお、虚偽の申請が発覚した場合、補助額全額を返金していただきます。

本事業に関するお問い合わせ



申請に関することは、各学校へお問い合わせください

制度に関するお問い合わせ先

埼玉県総務部学事課「学費軽減ヘルプデスク」

TEL：048-830-2725

(平日：午前8：30～午後5：15)

※7/22～11/29の期間は、048-711-1666
におかけください。



その他よくあるお問い合わせはこちらへ

埼玉県 授業料軽減 検索

埼玉県HP
「学費補助制度に
関するQ&A」